

2013年度保険料率ならびに制度等の改定について(ご通知)

当健康保険組合の運営にあたりましては、種々ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。  
2月21日に開催されました組合会において、下記の通り決議されましたので、ご通知申し上げます。

## 記

## 【1】保険料率について

## (1) 健康保険料率

健康保険料率については、経常収支の状況、別途積立金、医療費、納付金(拠出金)の推移等を総合的に勘案のうえ、3年ごとに見直しを行うこととしています。(2010年度67‰→79‰へ改定)  
今般、医療の高度化や加入者の高齢化に伴う医療費の増加、高齢者医療制度を支える拠出金の増加により別途積立金が枯渇し、運営に支障をきたすため、以下の通り改定いたします。  
なお、健保財政状況や会社の経営環境の見通しが不透明なこと、ならびに社会保障制度改革国民会議に基づき、医療制度が大きく見直される可能性が高いことを勘案し、今回は1年維持ベースで見直しを行います。(詳細は別紙)

## [改定料率]

改定前	➡	改定後	改定幅
79 ----- 1000		86 ----- 1000	7 ----- 1000

## (2) 介護保険料率

	2012年度(改定前)	2013年度(改定後)
合計保険料率	11.00‰	13.00‰

## 【2】制度・取扱いの改定

以下項目について改定いたします。詳細は別紙をご参照ください。

- ・健康保険証記号の統一化について
- ・被扶養者認定基準の見直し
- ・院外処方薬剤費支給申請の申請方法について
- ・高額医療費資金貸付制度の廃止
- ・「医療費のお知らせ」のリニューアル等について

## 【3】添付資料

別紙1:改定事項詳細  
別添資料:保険料月額表  
別添資料:医療費のお知らせのレイアウト変更について

以 上

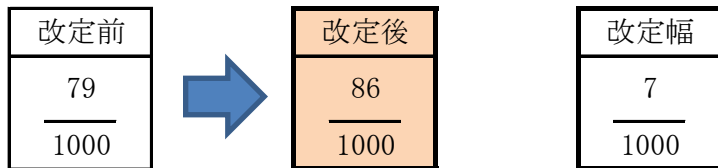
[担当]  
適用給付グループ TEL:044(738)3010

1. 保険料 関連

(1) 保険料率改定について

1) 健康保険料率

【改定料率】



基本保険料率 …… 51.49/1000  
 特定保険料率 …… 34.51/1000

※特定保険料とは、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等に充てる保険料で、基本保険料とは、加入者に対する保険給付、保険事業等に充てる保険料です。

尚、改定分7‰に労使負担割合については、健康保険法の趣旨により折半といたします。

【負担割合】

	2012年度(改定前)		2013年度(改定後)	
	保険料率	負担割合	保険料率	負担割合
合計保険料率	79.00‰	100%	86.00‰	100%
(被保険者負担)	34.66‰	43.87%	38.16‰	44.37%
(事業主負担)	44.34‰	56.13%	47.84‰	55.63%

【保険料率の内訳】

一般保険料率	
基本料率	特定料率
51.49‰	34.51‰
22.85‰	15.31‰
28.64‰	19.20‰

※‰とは、千分率(1000分の1を1とする単位)です。

※基本料率には共同負担事業等の財源を確保するために拠出している調整保険料率を含んでおります。

2) 介護保険料率

	2012年度(改定前)	2013年度(改定後)
合計保険料率	11.00‰	13.00‰
(被保険者負担)	5.50‰	6.50‰
(事業主負担)	5.50‰	6.50‰

※介護保険は、市区町村で運営しています。

健康保険組合では介護保険料の徴収のみ行っており、国から通知される介護納付金に基づき毎年保険料率の見直しを行っています。

3) 改定時期 2013年3月分保険料より

4) 添付書類 保険料月額表 1 部

2. 健康保険証・認定 関連

(1) 健康保険証記号の統一化について

これまで、記号につきまして「事業所記号」を表示していましたが、異動等に伴う保険証発行等にかかる費用削減および業務効率化を図るべく、健保組合基幹システムリニューアルに合わせ、記号を統一化することといたします。

1) 変更点

現在 : 事業所の記号(4桁の数字)  
 変更後 : 1000

2) 実施開始日

2013年3月21日以降、健保受付分より実施。

※被保険者の異動やお子様の出生等、何らかの理由により健康保険証を発行する場合、記号は、「1000」と表記され、申請対象者だけでなく、世帯分の健康保険証を発行します。以後、次回更新まで異動があっても健康保険証の差替えはありません。

## (2) 被扶養者認定基準の見直し

健康保険法(第3条7項)では、「被扶養者」は「主として被保険者により生計を維持するもの」と定義されておりますが、実態に合わない事例があるため、厚労省の通達に従って見直しを行います。

([通達]収入がある者についての被扶養者の認定について(昭和五二年四月六日)(保発第九号・庁保発第九号)(各道府県知事あて厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長通知))

### 1) 年収限度額について

#### 【現行】

区分	年収限度額	月収限度額	日収限度額
60歳未満の方	130万円未満	108,334円未満 (130万円÷12ヶ月)	3,562円未満 (130万円÷365日)
60歳以上または障害者の方 で75歳未満の方	180万円未満	150,000円未満 (180万円÷12ヶ月)	4,932円未満 (180万円÷365日)

#### 【追加基準】

現行の限度額に加え、扶養する家族の収入が、被保険者の年間収入の1/2未満であること。

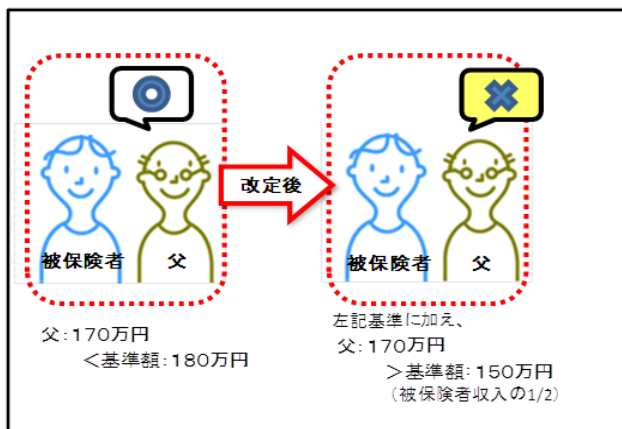
### 2) 別居の場合の仕送り額について

【現行】上記1)の収入限度内であり、かつ被保険者が毎月定期的に54,000円以上を送金していること。

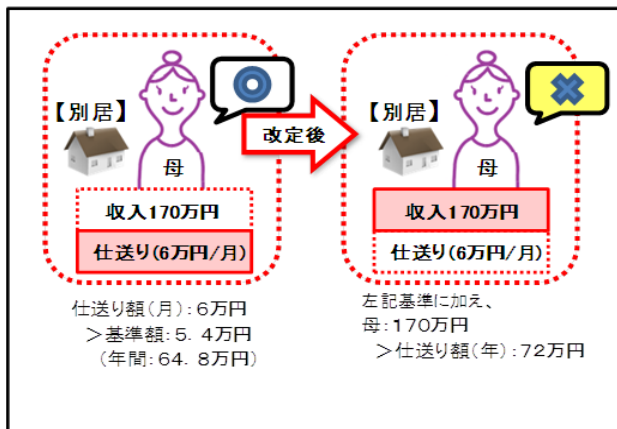
#### 【追加基準】

現行の基準に加え、扶養する家族の年間収入が、被保険者からの送金額より少ないこと。

(1)の例 子が同居している親を扶養にする場合  
年間収入:被保険者300万円 父:170万円  
※父が60歳以上(限度額180万円)の例



(2)の例 子が別居の親を扶養にする場合  
年間収入:母(別居):170万円  
被保険者からの仕送り:6万円



※両親を扶養する場合は、収入が多い方の年間収入以上の送金をしていること。

### 3) 下記収入についての取り扱いを見直します。

	現行基準	改定後
事業所得	所得額(必要経費を除いた額) ※減価償却費・青色申告特別控除額は必要経費に含めない	所得額(必要経費を除いた額) ※交際費および交通費の1/2、減価償却費・青色申告特別控除額は必要経費に含めない
個人年金の年金額	収入と見なさない	収入と見なす ※課税証明書・非課税証明書で確認できる年金全額

### 4) 実施開始日

2013年4月1日受付分より

ただし、現在、扶養している者については、1年間の周知期間を設け、2014年度から適用とします。

### 3. 保険給付費 関連

#### (1) 院外処方薬剤費支給申請の申請方法について

院外処方にて調剤薬局で支払った薬剤費を、病院の窓口で支払った医療費と合算して付加給付金を支給しておりますが、健保組合基幹システムリニューアルに伴い、下記のとおり変更いたします。

##### 1) 変更点

現在 : 該当する場合には、申請書の提出が必要。

変更後 : システムにより自動合算計算のため、申請書の提出は不要。

ただし、2012年12月診療分までは引き続き申請書の提出が必要です。  
遡って申請をする際には今まで通り申請書をご提出ください。

##### 2) 実施開始日

2013年4月1日(2013年1月診療)より

### 4. 医療費 関連

#### (1) 高額医療費資金貸付制度の廃止

高額療養費の支給を受けるまでの間、療養に要する費用を貸付ける、高額医療費資金貸付制度につきまして廃止いたします。

##### 1) 廃止理由

2012年4月1日より、入院や外来診療等で高額な医療費がかかる場合「限度額適用認定証」を提示すれば、高額療養費の自己負担限度額(以下自己負担限度額)を超える分を窓口で支払う必要がなくなり、高額医療費資金貸付金の申請件数が減少したため。

##### 2) 実施開始日

2013年4月1日より

##### 3) 限度額適用認定証のご案内

高額の医療費を支払う予定がある被保険者には、「限度額適用認定証」を事前にご申請いただきますようご案内をお願いします。

「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すると、支払額を国で定める自己負担限度額までにとどめることができます。

#### (2) 「医療費のお知らせ」のリニューアル等について

##### 1) 「医療費のお知らせ」のリニューアルについて

「医療費のお知らせ」について、レイアウトや表示項目を変更いたします。(別添資料)

##### 2) 確認メールの見直しについて

「医療費のお知らせ」通知後に、別途、マイオフィス対象者及び、jp.fujitsu.comメールをお持ちの対象者に、内容確認をご依頼するメール(確認メール)をお送りしておりましたが、健保組合基幹システムリニューアルに伴い、ご依頼内容を変更いたします。

(「医療費のお知らせ」そのものは、今後ともご通知いたします)

##### 【現行】

① 給付金が30,000円以上の場合  
jp.fujitsu.comメールにて、内容確認を依頼。(返信必須)

② 給付金が30,000円未満の場合  
マイオフィスメールにて、内容の確認を依頼。(内容に問題がなければ返信不要)

##### 【変更後】

①、②の場合とも、jp.fujitsu.comメールにて、内容の確認を依頼。(内容に問題がなければ返信不要)

##### 3) 実施開始日

2013年4月通知分より

# 保 険 料 月 額 表

平成25年4月1日現在

	事業主	被保険者	合計
健康保険料率	47.84 / 1000	38.16 / 1000	86.00 / 1000
介護保険料率	6.50 / 1000	6.50 / 1000	13.00 / 1000
合計保険料率	54.34 / 1000	44.66 / 1000	99.00 / 1000
特定保険料率	19.20 / 1000	15.31 / 1000	34.51 / 1000

※健康保険料率には調整保険料率を含む  
 ※特定保険料率には健康保険料率の再掲である

等級	月額	日額	報酬月額	健康保険料			介護保険料			合計保険料		
				被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計
1	58,000	1,930	63,000 未満	2,213	2,775	4,988	377	377	754	2,590	3,152	5,742
2	68,000	2,270	63,000～73,000 未満	2,595	3,253	5,848	442	442	884	3,037	3,695	6,732
3	78,000	2,600	73,000～83,000 未満	2,976	3,732	6,708	507	507	1,014	3,483	4,239	7,722
4	88,000	2,930	83,000～93,000 未満	3,358	4,210	7,568	572	572	1,144	3,930	4,782	8,712
5	98,000	3,270	93,000～101,000 未満	3,740	4,688	8,428	637	637	1,274	4,377	5,325	9,702
6	104,000	3,470	101,000～107,000 未満	3,969	4,975	8,944	676	676	1,352	4,645	5,651	10,296
7	110,000	3,670	107,000～114,000 未満	4,198	5,262	9,460	715	715	1,430	4,913	5,977	10,890
8	118,000	3,930	114,000～122,000 未満	4,503	5,645	10,148	767	767	1,534	5,270	6,412	11,682
9	126,000	4,200	122,000～130,000 未満	4,808	6,028	10,836	819	819	1,638	5,627	6,847	12,474
10	134,000	4,470	130,000～138,000 未満	5,113	6,411	11,524	871	871	1,742	5,984	7,282	13,266
11	142,000	4,730	138,000～146,000 未満	5,419	6,793	12,212	923	923	1,846	6,342	7,716	14,058
12	150,000	5,000	146,000～155,000 未満	5,724	7,176	12,900	975	975	1,950	6,699	8,151	14,850
13	160,000	5,330	155,000～165,000 未満	6,106	7,654	13,760	1,040	1,040	2,080	7,146	8,694	15,840
14	170,000	5,670	165,000～175,000 未満	6,487	8,133	14,620	1,105	1,105	2,210	7,592	9,238	16,830
15	180,000	6,000	175,000～185,000 未満	6,869	8,611	15,480	1,170	1,170	2,340	8,039	9,781	17,820
16	190,000	6,330	185,000～195,000 未満	7,250	9,090	16,340	1,235	1,235	2,470	8,485	10,325	18,810
17	200,000	6,670	195,000～210,000 未満	7,632	9,568	17,200	1,300	1,300	2,600	8,932	10,868	19,800
18	220,000	7,330	210,000～230,000 未満	8,395	10,525	18,920	1,430	1,430	2,860	9,825	11,955	21,780
19	240,000	8,000	230,000～250,000 未満	9,158	11,482	20,640	1,560	1,560	3,120	10,718	13,042	23,760
20	260,000	8,670	250,000～270,000 未満	9,922	12,438	22,360	1,690	1,690	3,380	11,612	14,128	25,740
21	280,000	9,330	270,000～290,000 未満	10,685	13,395	24,080	1,820	1,820	3,640	12,505	15,215	27,720
22	300,000	10,000	290,000～310,000 未満	11,448	14,352	25,800	1,950	1,950	3,900	13,398	16,302	29,700
23	320,000	10,670	310,000～330,000 未満	12,211	15,309	27,520	2,080	2,080	4,160	14,291	17,389	31,680
24	340,000	11,330	330,000～350,000 未満	12,974	16,266	29,240	2,210	2,210	4,420	15,184	18,476	33,660
25	360,000	12,000	350,000～370,000 未満	13,738	17,222	30,960	2,340	2,340	4,680	16,078	19,562	35,640
26	380,000	12,670	370,000～395,000 未満	14,501	18,179	32,680	2,470	2,470	4,940	16,971	20,649	37,620
27	410,000	13,670	395,000～425,000 未満	15,646	19,614	35,260	2,665	2,665	5,330	18,311	22,279	40,590
28	440,000	14,670	425,000～455,000 未満	16,790	21,050	37,840	2,860	2,860	5,720	19,650	23,910	43,560
29	470,000	15,670	455,000～485,000 未満	17,935	22,485	40,420	3,055	3,055	6,110	20,990	25,540	46,530
30	500,000	16,670	485,000～515,000 未満	19,080	23,920	43,000	3,250	3,250	6,500	22,330	27,170	49,500
31	530,000	17,670	515,000～545,000 未満	20,225	25,355	45,580	3,445	3,445	6,890	23,670	28,800	52,470
32	560,000	18,670	545,000～575,000 未満	21,370	26,790	48,160	3,640	3,640	7,280	25,010	30,430	55,440
33	590,000	19,670	575,000～605,000 未満	22,514	28,226	50,740	3,835	3,835	7,670	26,349	32,061	58,410
34	620,000	20,670	605,000～635,000 未満	23,659	29,661	53,320	4,030	4,030	8,060	27,689	33,691	61,380
35	650,000	21,670	635,000～665,000 未満	24,804	31,096	55,900	4,225	4,225	8,450	29,029	35,321	64,350
36	680,000	22,670	665,000～695,000 未満	25,949	32,531	58,480	4,420	4,420	8,840	30,369	36,951	67,320
37	710,000	23,670	695,000～730,000 未満	27,094	33,966	61,060	4,615	4,615	9,230	31,709	38,581	70,290
38	750,000	25,000	730,000～770,000 未満	28,620	35,880	64,500	4,875	4,875	9,750	33,495	40,755	74,250
39	790,000	26,330	770,000～810,000 未満	30,146	37,794	67,940	5,135	5,135	10,270	35,281	42,929	78,210
40	830,000	27,670	810,000～855,000 未満	31,673	39,707	71,380	5,395	5,395	10,790	37,068	45,102	82,170
41	880,000	29,330	855,000～905,000 未満	33,581	42,099	75,680	5,720	5,720	11,440	39,301	47,819	87,120
42	930,000	31,000	905,000～955,000 未満	35,489	44,491	79,980	6,045	6,045	12,090	41,534	50,536	92,070
43	980,000	32,670	955,000～1,005,000 未満	37,397	46,883	84,280	6,370	6,370	12,740	43,767	53,253	97,020
44	1,030,000	34,330	1,005,000～1,055,000 未満	39,305	49,275	88,580	6,695	6,695	13,390	46,000	55,970	101,970
45	1,090,000	36,330	1,055,000～1,115,000 未満	41,594	52,146	93,740	7,085	7,085	14,170	48,679	59,231	107,910
46	1,150,000	38,330	1,115,000～1,175,000 未満	43,884	55,016	98,900	7,475	7,475	14,950	51,359	62,491	113,850
47	1,210,000	40,330	1,175,000円以上	46,174	57,886	104,060	7,865	7,865	15,730	54,039	65,751	119,790
	288,000		特退			24,768			3,744			28,512

※ 任意継続被保険者の上限等級は28等級(440,000円)



【医療費のお知らせのレイアウト変更について】

■マイオフィス版

通知項目	通知内容		
医療費通知 保険給付金 (健保組合)	<医療費のお知らせ及び保険給付決定通知書> 医療機関で支払った際の領収書と照らし合わせてご確認ください。 (金額単位：円)		
	A 受診者氏名 B 病院名 C 診療年月 D 種別・日数 E 総医療費 F 健保負担額 G 国・助成額 H 窓口支払額 I 保険給付金	富士通 太郎 ○○病院 2013年4月 入院・6日 1,000,000 700,000 0 300,000 274,570	富士通 太郎 ○○病院 2013年4月 食事代・6日 11,980 7,300 0 4,680 0
新しく追加されました	受診者氏名 病院名 診療年月 種別・日数 総医療費 健保負担額 国・助成額 窓口支払額 保険給付金	富士通 花恵 ○△調剤薬局 2013年4月 調剤・1日 5,000 4,000 1,000 0 0	富士通 花恵 □□こどもクリニック 2013年4月 外来・1日 2,460 1,968 492 0 0
	支給決定額合計 274,570		
	2013年1月診療分からの累計額 総医療費 1,560,600円 窓口支払額 462,120円 保険給付金 278,570円		
	2013年7月 富士通健康保険組合		

項目	説明
A 受診者氏名	受診した方です。
B 病院名	受診した医療機関の名称です。
C 診療年月	受診した年・月です。 ※医療費のお知らせは、通常受診月の3~4ヶ月後に通知されます。
D 種別	受診の内容です。(入院・通院・調剤・歯科・歯科入院・柔整師・訪問看護・食事代)
日数	受診した日数です。 ※入院時の食事代は、入院と同じ日数を表記します。 ※検査のみの場合は、日数にカウントされません。
E 総医療費	実際にかかった医療費の総額です。
F 健保負担額	総医療費のうち健康保険組合が支払った額です。
G 国・助成額	総医療費のうち、国または自治体が支払った額です。 ※国やお住まいの自治体の医療費助成制度を利用された場合に表記されます。
H 窓口支払額	総医療費のうち、医療機関の窓口であなたが支払った額です。 ■窓口支払額 総医療費×負担割合(通常3割、就学前の乳幼児2割、高齢者は所得により3割か1割) ■入院時の食事代の負担額 食事回数×260円(住民税非課税世帯の方は減額あり)
I 保険給付金	「窓口支払額」に対して健康保険組合から給付される額です。 ※法令で定められた給付及び、富士通健康保険組合独自の給付(付加給付)を合算した額が表記されます。

■紙版

		C	D	E	F	G	H	I	J	K
A	B	種別	診療年月	日数	総医療費	健保負担額	国又は市町村負担額	窓口支払額	給付金額	給付名
富士通 太郎	○○病院	1	1304	6	1000000	700000	0	300000	62000	付加給付金 本人高額療養費
富士通 太郎	○○病院	1	1304	6	11980	7300	0	4680	212570	入院時食事療養費
富士通 花恵	○△調剤薬局	5	1304	1	5000	4000	1000	0		
富士通 花恵	□□こどもクリニック	2	1304	1	2460	1968	492	0		
合 計					1019440	713268	1492	304680	274570	
1月診療分からの累計					1560600			462120	278570	

項目	説明
A 受診者氏名	受診した方です。
B 病(医)院名	受診した医療機関の名称です。
C 種別	受診の内容です。[1:入院(食事療養費)、2:通院、3:歯科、4:歯科入院、5:調剤、6:訪問看護、9:柔整師]
D 診療年月	受診した年・月です。(2013年4月は1304と表記されます) ※医療費のお知らせは、通常受診月の3~4ヶ月後に通知されます。
E 日数	受診した日数です。 ※入院時の食事代は、入院と同じ日数を表記します。 ※検査のみの場合は、日数にカウントされません。
F 総医療費	実際にかかった医療費の総額です。
G 健保負担額	総医療費のうち健康保険組合が支払った額です。
H 国又は市町村負担額	総医療費のうち、国または自治体が支払った額です。 ※国やお住まいの自治体の医療費助成制度を利用された場合に表記されます。
I 窓口支払額	総医療費のうち、医療機関の窓口であなたが支払った額です。 ■窓口支払額 総医療費×負担割合(通常3割、就学前の乳幼児2割、高齢者は所得により3割か1割) ■入院時の食事代の負担額 食事回数×260円(住民税非課税世帯の方は減額あり)
J 給付金額	「窓口支払額」に対して健康保険組合から給付される額です。 ※法令で定められた給付及び、富士通健康保険組合独自の給付(付加給付)を合算した額が表記されます。
K 給付名	給付される内容です。